

道路特定事業計画書【特定経路】

経路名 -1 市道高島台第161・197号線（市道高島台第161号線）
 事業区間 西口駅前広場～高島屋交差点
 道路延長 100m
 事業予定年度 平成18年度

【整備方針】

西口第2パスターミナル方面や西公会堂方面へ至る経路で、有効幅員が確保され歩きやすい歩道である。そこで、H17年度に引き続き、「視覚障害者誘導用ブロック」の適切な敷設・改修を実施する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
全面改修	m	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	(1)	H17 整備済
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装材の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	77	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	6	2～7 5は歩道橋既設部
その他				
車止めの改修	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

